

薬剤師生涯教育推進事業実施要綱

平成 22 年 4 月 22 日付薬食発 0422 第 12 号医薬食品局長通知
最終改正：平成 30 年 6 月 13 日薬生発 0613 第 1 号

1. 目的

医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくためには、薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる等の生涯教育が重要である。

本事業ではそれらにかかる研修プログラムを作成及び公表することで、地域における薬剤師の生涯研修につなげ、薬剤師の機能強化・専門性向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

薬剤師の機能強化・専門性向上に資するために必要な知識及び技能を習得させる研修プログラムを作成し、研修講師の育成を目的とした本プログラムに基づいた研修を実施し、本プログラムの実用性を確認した上で、地域における実務研修の実施のための本プログラムを公表する。

なお、研修内容は、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、かかりつけ機能を強化するための分野又は高度薬学管理機能に資する薬剤師の機能強化・専門性向上を踏まえた内容とする。

(例：入退院時の医療機関及び薬局との薬薬連携、在宅を含めた継続的服薬管理、フレイル、終末期等における薬学管理 等)

3. 実施主体

本事業の実施主体は、別に定める薬剤師生涯教育推進事業実施法人公募要綱により、採択された法人とする。

4. 実施方法

事業の実施に当たっては、薬剤師の機能強化・専門性向上にかかる研修プログラムを作成するとともに、研修講師の育成を目的とした本プログラムに基づいた研修を実施し、本プログラムの実用性を確認した上で、地域における実務研修の実施のための本プログラムを公表するものとする。

5. 経費負担等

国は、予算の範囲内で、薬剤師生涯教育推進事業に係る経費について別に定める基準（医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱）により補助するものとする。

6. 実施時期

この要綱は、平成30年6月13日より適用する。